

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく各特別児童扶養手当資格喪失処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年3月6日付けで行った、法5条1項及び法施行規則24条1項の規定に基づく各特別児童扶養手当資格喪失処分（以下請求人の子である〇〇さん（以下「〇〇さん」という。）に係る処分を「本件処分1」、同じく〇〇さん（以下「〇〇さん」といい、〇〇さんと併せて「各子供ら」という。）に係る処分を「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張し、これらのことから本件各処分の取消しを求めている。

次男（〇〇さん）は、ADHDとの診断を受けており、大きな症状としては、衝動が抑えられず、ちょっとしたことでも大声を

上げたり、乱暴になってしまう。

また、三男（〇〇さん）は、自閉症スペクトラムとの診断を受けており、現在、心療内科と療育センターのコミュニケーション教室に通っており、年相応のことができないことが多く、身の回りのこと（着替え、洗面、歯みがき、入浴及び排せつ等）は指示を出しても動けないこともある。療育センターの担当医からは中学進学は支援学校を勧められている。

特別児童扶養手当は、単に重度の方だけを対象としているのではなく、障害のある子の発達を助けるための制度でもあるので、親としては、できる限りの療育や訓練を受けさせたい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月2日	諮問
平成29年12月19日	審議（第16回第4部会）
平成30年1月29日	審議（第17回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基

づき知事の認定を受けた当該父母等に支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」については、法2条1項において「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、その状態については、同条5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」としている。

これを受けて、政令は、別表第三（以下「政令別表」という。別紙3参照）において各級の障害の状態を定めており、さらに、障害の各種別における障害程度の認定事務を実際に行うに当たってよるべき基準として、認定要領及び認定要領の別添1において「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められている。

- (2) 認定要領は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく、法定受託事務に係る処理基準であり、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として合理性を有するものと考えられる。
- (3) 認定要領2(4)は、障害の認定は、診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うとする。
- (4) 認定要領2(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととする。
- (5) 認定要領2(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うとする。そして、各子供らの障害の状態は、提出された本件各診断書がいずれも様式第4号(知的障害・精神の障害用)であることから、それぞれ認定基準第7節「精神の障害」に基づ

いて行うこととなる。

- (6) 精神の障害については、政令別表によれば、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級とする。そして、認定要領2(3)は、精神の障害の程度の判定に当たっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うとする。同2(3)イは、政令別表における2級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものとする。

また、認定要領2(5)イは、精神疾患（知的障害を含む。）については、原則として障害認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うとし、同2(5)ウにおいて、必要な場合には、同2(5)イの原則にかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこととされ、当該場合には、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めることとする。

- (7) さらに、認定基準第7節2において精神の障害が区分されているが、「発達障害」については、「たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他

認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的判断して認定する。」こととされ（第7節2・E・(2)）、各等級に相当すると認められるものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する（第7節2・E・(3)）。また、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」とされている（第7節2・E・(4)）。

2 これを〇〇さんに係る本件処分1についてみると、〇〇さんの障害の原因となった傷病名は、「広汎性発達障害」とされている（別紙1・1）ことから、認定基準における第7節「精神の障害」のうち、「発達障害」（認定基準第7節2・E）に基づき、判定すべきこととなる。

(1) 本件診断書1によれば、〇〇さんについては、「発達障害関連症状」として相互的な社会関係の質的障害及び言語コミュニケーションの障害がある（別紙1・8・(1)及び(2)）とされるものの、その程度・症状等の欄に記載はなく（別紙1・8・(3)）、また、「問題行動及び習癖」の欄は2項目（興奮及び暴行）に該当し（別紙1・11・(1)及び(2)）、その程度・症状等の欄の記載によれば「衝動的で脱抑制的な行動がみられる。」（別紙1・11・(3)）とあるが、具体的な程度や症状は読み取れない。そして知能指数は96であり（別紙1・7・(1)・ア）、教育歴は小学校から高校まで普通学級となっている（別紙1・6・(2)）ことから、衝動的で興奮しやすいものの、高校の普通学級に通

学しているものと認められる。また、性格特徴は、衝動的、易興奮的及び孤立的傾向にあるとされているものの（別紙１・１２）、当該問題行動はその場面も限定的なものと認められる。

これらのことからすると、知能指数のみならず、日常生活のさまざまな場面及び〇〇さんの諸症状を総合的に判断しても、認定要領２・(3)・イが２級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」及び認定基準第７節２・E・(3)が２級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書１の記載から、〇〇さんの障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（１級）及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（２級）の状態には該当せず、政令別表に定める障害の状態は「非該当」と判断することが相当である。

- (2) 以上のとおり、〇〇さんの障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書１を基に、「知的障害については、正常域程度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない 基本的な日常生活能力が全て自立である」として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。
- (3) そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が〇〇さんに係る請求人の特別児童扶養手当の受給資格が喪失したとする

本件処分1を違法又は不当ということとはできない。

3 次に、〇〇さんに係る本件処分2についてみると、〇〇さんについては、「注意欠陥多動性障害」の障害があるとされているが（別紙2・1）、認定基準第7節2・E・(1)によると、注意欠陥多動性障害は発達障害に含まれるとされていることから、〇〇さんの他の精神障害である「広汎性発達障害」と併せて、認定基準における第7節「精神の障害」のうち、「発達障害」（認定基準第7節2・E）に基づき、判定すべきこととなる。

(1) 本件診断書2によると、〇〇さんについては、「問題行動及び習癖」の欄に該当はないとされ（別紙2・11）、また、性格特徴はおとなしいが易怒性は高いとされるものの（別紙2・12）、特段の問題行動があるとまでは認められない。そして、日常生活能力の程度については、主体性が乏しいとされ、食事及び洗面が半介助、排泄が自立、衣服が着れない、入浴が全介助、危険物は特定のものがある及び睡眠が時々不眠とされている（別紙2・13）。

さらに、前回有期認定における〇〇さんの診断書の「問題行動及び習癖」の欄には、興奮及び多動があるとされていたが、上記のとおり、本件診断書2には該当はないとされている。

これらのことからすると、日常生活のさまざまな場面及び〇〇さんの諸症状を総合的に判断しても、認定要領2・(3)・イが2級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」及び認定基準第7節2・E・(3)が2級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見

られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書2の記載から、〇〇さんの障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（1級）及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（2級）の状態には該当せず、政令別表に定める障害の状態は「非該当」と判断することが相当である。

(2) 以上のとおり、〇〇さんの障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、「知的障害については、境界知能程度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない 基本的な日常生活能力が自立～半介助程度である」として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

(3) そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が〇〇さんに係る請求人の特別児童扶養手当の受給資格を喪失させた本件処分2を違法又は不当ということはできない。

4 請求人は、各子供らの生活実態及び症状から見て、本件各処分の元となった審査医の各判断はいずれも違法、不当であるとし、本件各処分の取消しを求めている（第3）。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、障害状況届とともに提出された診断書を基に、上記1のとおり、法、政令、認定要領及び認定基準等により行うものであるところ、本件各診断書から判断すると、〇〇さん及び〇〇さんの障害の程度は、いずれも法に規定する障害程度に該当しないものと判断するのが相当であることは、上記2及び3のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

したがって、上記請求人の主張は採用することができないとい

わざるを得ない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1から別紙3まで(略)